

旧第四中学校及び旧東コミュニティセンター石綿スクリーニング調査及び含有分析調査業務委託

1. 業務の目的

本業務は、石綿（アスベスト）の使用及び含有の有無を調査するものである。

2. 対象施設及びその所在

(1) 旧第四中学校（教室棟・屋内運動場棟・その他付属施設）

守口市大宮通3丁目9番39号

(2) 旧東コミュニティセンター（事務所棟・体育室棟）

守口市大久保町5丁目38番14号

3. 履行期間

契約締結日 から 令和6年3月22日 まで

4. 業務内容

A. スクリーニング調査

1) 資料調査

既存の設計図書等により、商品名、施工部位及び施工年から総合的に調査を行い、メーカー、工業会等及び省庁のホームページ等を参考にして石綿使用（可能性のあるものを含む）の有無、飛散性の有無及び分析調査の必要性の有無について調査を行うこと。

2) 目視調査

現地にて、使用建材等の調査を行い、現物の観察により、石綿使用（可能性のあるものを含む）の有無、飛散性の有無及び分析調査の必要性の有無について調査を行うこと。

3) 業務責任者について

次のうち、いずれかに該当する者（直接的な雇用関係にある者に限る）を配置すること。

また、業務責任者と調査実施者は同一の者とすること。

a. 特定建築物石綿含有建材調査者

b. 一般建築物石綿含有建材調査者

c. 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

4) 調査方法について

現地調査等を行うにあたり、「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」等各種法令はもとより、大阪府及び守口市の条例等についても確認の上、十分に留意し調査を行うこと。

5) 調査箇所について

既存施設及び付属施設（工作物含む）における使用建材を総合的に調査すること。

- ・建物内部の床、巾木、壁、天井（点検口がある場合は天井裏含む）、設備配管の保溫材等
- ・建物外部の床、壁、屋上、庇、塀、設備配管の保溫材等
- ・機械室やボイラー室等の床、壁、天井及び設備配管の保溫材等
- ・煙突のある施設については、煙突断熱材等
- ・耐火被覆材
- ・外部（塀や門柱等含む）及び内部の仕上げ塗材
- ・その他、石綿含有建材の使用が疑われる箇所全て

6) 吹付け材について

設計図書による石綿使用の有無にかかわらず、石綿含有吹付け材（仕上塗材含む）については、使用箇所がないか現地調査を十分に行うこと。（内外部とも）

7) 石綿使用の有無について

石綿の使用が確認されたものについては、使用箇所等がわかる図面及び写真を添付すること。

8) 分析調査の必要性について

資料調査及び目視調査を行った結果、石綿含有の有無が判断できず、分析調査の必要性がある場合については、「使用建材」、「使用箇所」及び「箇所数」について調査し報告すること。

B. 含有分析調査

1) 分析調査

検体採取及び定性分析を行う。

また、分析調査について仕上塗材等の層を構成しているものは層別分析を行い、石綿が含有している層についても特定すること。

2) 分析項目

クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト

3) 分析方法

スクリーニング調査で石綿含有不明と判断したものについては JIS A1481-1 に基づき、3か所採取しそれぞれ定性分析を行うこと。

その他については JIS A1481-1 または JIS A1481-2 に基づき、3か所採取し1検体として定性分析を行うこと。

また、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】（令和4年3月厚生労働省）」に準拠すること。

4) 業務責任者及び分析調査実施者

業務責任者及び分析調査実施者は、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」にて、用いる分析方法に対応する評価区分の合格認定技術者（ランクの別のある認定技術者にあっては、Aランク認定分析技術者に限る。）または、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者とする。

なお、分析調査については再委託可とするが、契約締結後、市に所定の届出をし、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】（令和4年3月厚生労働省）」に記載の「1.8.3 資料採取時の情報伝達と責任分担の明確化について」に記載の事項を遵守すること。

5) 分析予定検体数

旧第四中学校 石綿定性分析 135 検体

旧東コミュニティセンター 石綿定性分析 11 検体

※検体数は予定数であり、実数に応じて、変更契約の協議を行うものとする。

6) 提供資料

① 意匠図（新築時、増築時及び改修工事時等）

② 設備図（新築時、増築時及び改修工事時等）

※ データでの提供とし、tif 形式または pdf 形式、若しくはその両方とする。

5. 成果品

1) スクリーニング調査

報告書（A4 紙ファイル綴）2 部（正 1 部、副 1 部）及び電子データ（CD-R）1 部
(報告書内訳)

① 詳細表（各部屋、各部位ごとに作成すること）

- ・図面調査の結果による使用建材、製品名等
- ・現地調査の結果による使用建材、製品名等
- ・石綿含有の可能性（有・無・不明）の別、及びその判断根拠

② 調査結果図面

- ・平面図や立面図を用い、凡例別に着色することによって、石綿含有箇所（不明箇所）を示すこと。
- ・わかりやすい資料の作成を心掛けること。

③ 調査写真

- ・現地調査の際には各部屋、各部位ごとに全て写真を撮影すること。
- ・上記①②との照合が容易なよう、ナンバリング等にてまとめること。

④ 建材レベル別使用箇所一覧表

- ・石綿含有（不明含む）と判断された建材について、各レベル毎に使用箇所、建材名を一覧表としてまとめること。

2) 含有分析調査

報告書（A4 紙ファイル綴）2部（正1部、副1部）及び電子データ（CD-R）1部
(報告書内訳)

- ①石綿分析結果報告書
- ②調査図面（検体採取箇所を示すもの）
- ③調査写真（採取検体、検体採取箇所の遠景及び近景）
- ④石綿含有が確認された検体については、層構成がわかる断面写真
- ⑤その他、参考資料等

6. その他、特記事項等

- 1) 業務着手にあたり担当者名簿を提出すること。
- 2) 本業務の履行にあたっては、関係する諸法令を遵守すること。
- 3) 契約締結後速やかに、作業計画書及び作業予定表を事前に提出し、発注者と打合せを行う。
- 4) 作業日時については、事前に発注者と協議のうえ、決定すること。
- 5) 令和6年3月15日までに速報結果について仮報告を行うこと。
- 6) 作業従事者は、必ず「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）【最新版】」に記載の保護具等を装着するなど、石綿ばく露防止対策を徹底して作業すること。
- 7) 検体採取箇所の原状復帰や飛散防止措置を必ず講じること。
- 8) 作業中に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者がその責任を負う。
- 9) 成果品に対する一切の権利は、本市に帰属するものとする。
- 10) 本業務を行うにあたり、交通費・その他経費については本業務に含むものとする。
- 11) 仕様書等に定めのない事項については、本市担当職員と協議を行い、その指示に従うこと。

(平成24年度)

施設の配置図

縮尺
1/1000
10 20 30

学校名 第四中学校

調査
番号 27209

(市町村) 4184

(学 校) 1009-6

整理
番号

例

物

施設

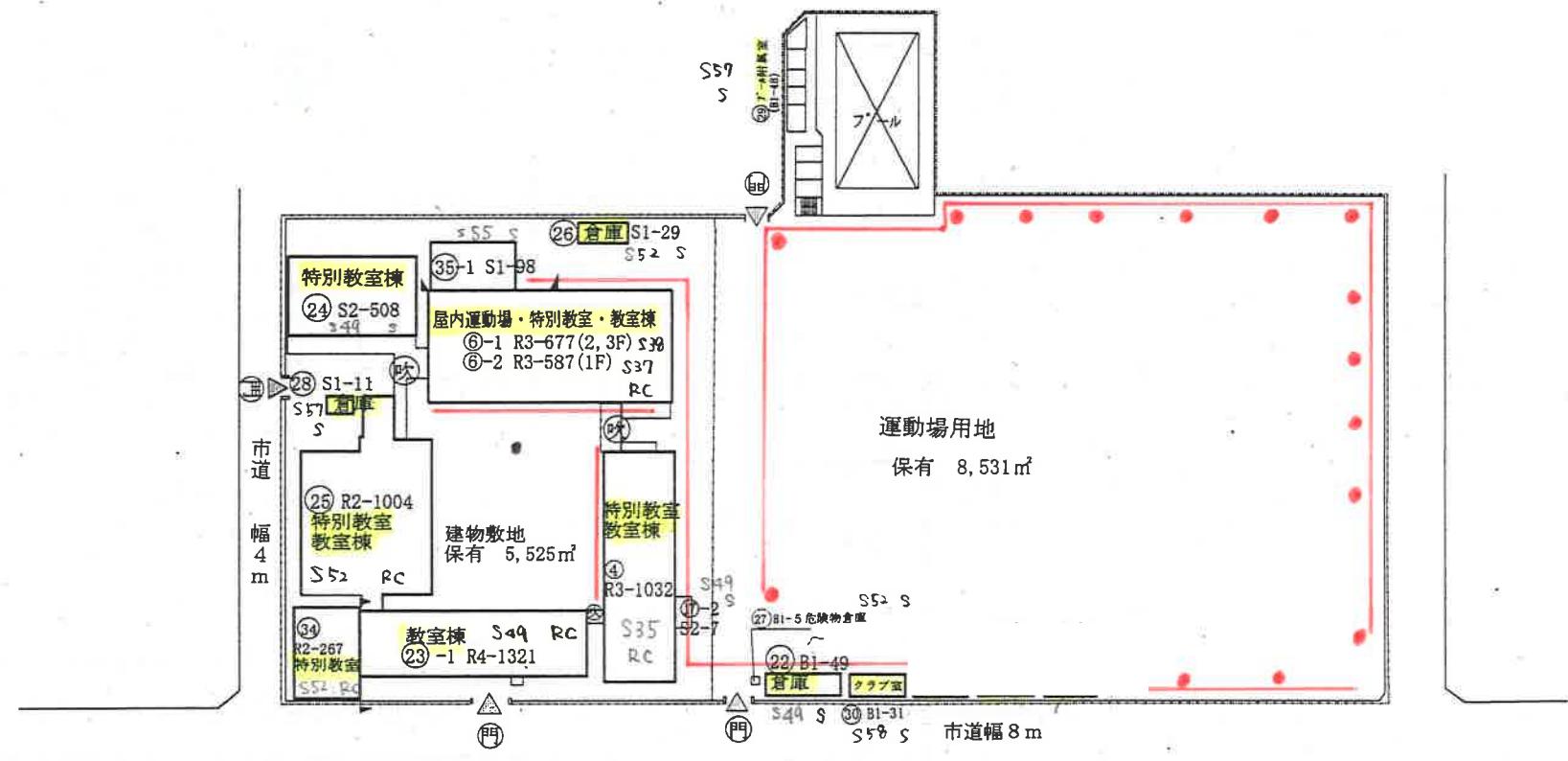
建物

施設

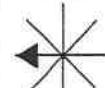
建物

施設

教育環境
整備による
もの



方 位



(北に矢印を付す)

